

新旧対照表

投資信託受益権振替決済口座管理約款	
新	旧
<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、<u>インターネット</u>又は当社所定の「証券総合サービス申込書」により申込み頂きます。</p> <p>その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせて頂きます。</p> <p>2 当社は、お客様から<u>インターネット</u>又は「証券総合サービス申込書」による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨をご連絡します。</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、<u>予め、お客様から</u>当社所定の「証券総合サービス申込書」により申込み頂きます。</p> <p>その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせて頂きます。</p> <p>2 当社は、お客様から「証券総合サービス申込書」による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨をご連絡します。</p> <p>3 (省略)</p>
<p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、<u>ご提出下さい。</u>(但し、法人のお客様等に関しては、<u>依頼書への押印も必要です。</u>)</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p>	<p>第4条～第5条 (省略)</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、<u>届出印により署名押印してご提出下さい。</u></p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>3～5 (省略)</p>
<p>第7条～第20条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p>	<p>第7条～第20条 (省略)</p> <p>附 則</p>

2006年10月31日 制定	2006年10月31日 制定
2007年1月4日 施行	2007年1月4日 施行
2009年1月5日 施行(2008年10月31日 改定)	2009年1月5日 施行(2008年10月31日 改定)
2009年11月20日 施行	2009年11月20日 施行
2010年7月1日 施行	2010年7月1日 施行
2012年1月1日 施行	2012年1月1日 施行
2013年9月6日 施行	2013年9月6日 施行
2015年12月14日 施行	2015年12月14日 施行
2017年1月1日 施行	2017年1月1日 施行
2017年5月30日 施行	2017年5月30日 施行
2019年3月1日 施行	2019年3月1日 施行
<u>2021年6月21日 施行</u>	